

○神戸市火災予防条例第52条第1項第1号に規定する防火対象物の部分完成の届出を要する消防用設備等の指定

(令和2年1月31日消防告示第12号)

神戸市火災予防条例(昭和37年条例第6号)第52条第1項第1号の規定に基づき、防火対象物の部分完成の届出を要する消防用設備等を次のとおり指定する。

- 1 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第7条第2項第3号に規定するスプリンクラー設備
- 2 令第7条第6項に規定する連結散水設備
- 3 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成16年総務省令第92号)第2条に規定するパッケージ型自動消火設備
- 4 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)第2条第13号に規定する共同住宅用スプリンクラー設備
- 5 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成26年総務省令第23号)第2条第2号に規定する特定駐車場用泡消火設備

附 則

この告示は、公布の日から施行する。